

平成30年7月豪雨災害 被災者支援情報

今回の災害による被害については、主に次のような支援制度があります。制度の拡充追加があった場合は、坂町ホームページ、町内放送等でお知らせします。

	対象・制度内容など	制度利用に必要な書類など	窓口
罹災証明書	住家等の被災程度を証明するもので、町が被災調査を行い、その確認した事実に基づき、証明書を発行します。 ■対象：住家等に被害を受けた方	■身分証明書 ■本人・同居家族以外の申請は委任状	役場税務住民課 ☎(820)1503
被災証明書	被災したという事実を証明します。 ※住家等の被災程度は罹災証明書にて証明しますが、被災程度に関係なく被災した事実の証明であれば、住家等についても被災証明書にて証明します。	■本人・居住家族以外の申請は身分証明書	
災害弔慰金	亡くなられた方のご遺族に災害弔慰金が支給されます。	■町外の遺族については、遺族である証明 など	
災害見舞金	【坂町】 亡くなられた方、住家が全壊・半壊、災害が原因で負傷し1か月以上、医師の治療を要する場合に見舞金が支給されます。	■罹災証明書	役場民生課 ☎(820)1505
	【広島県】 一定以上の被害を受けた世帯に見舞金が支給されます。	■罹災証明書 ■預金通帳の写し	
災害障害見舞金	重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた場合に見舞金が支給されます。	■被災証明書 ■医師の診断書 など	
災害援護資金（国の制度）	災害により生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、その生活の再建資金を貸し付けします。	■借入申込書 ■住民票 ■課税台帳記載事項証明書 ■医師の診断書 など	
被災者生活再建支援制度	災害により居住する住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、支援金を支給します。	■罹災証明書 ■住民票 ■解体証明書または滅失登記簿謄本 など	
町県民税 固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	被害の状況に応じて、7月以降の納期に係る税額・保険料額を減免します。	■災害減免申請書（受付準備ができ次第、申請書を送付します。）	役場税務住民課 ☎(820)1503

避難勧告等の発令基準を暫定的に変更します

現在、町内では豪雨によって土砂や流木等が河川や水路になだれ込んでいる箇所も多く、二次氾濫の危険性が高くなっています。このため、町は国土交通省の助言を基に、今後の降雨等に対する避難勧告等の発令基準を暫定的に見直しました。

避難情報	現行の基準	暫定基準
避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報（土砂災害）の発表や土砂災害危険度情報などを勘案し発令	大雨注意報が発表された場合直ちに発令
避難勧告	土砂災害警戒情報の発表や土砂災害危険度情報などを勘案し発令	大雨警報（土砂災害）が発表された場合直ちに発令
避難指示（緊急）	大雨特別警報（土砂災害）の発表や土砂災害危険度情報などを勘案し発令	土砂災害警戒情報が発表された場合直ちに発令

また、今後、「避難準備・高齢者等避難開始」等を改めて発令することとなった場合には、現在、避難所として開設している施設を含み、次の施設を開設する予定としています。

町民センター、坂小学校、横浜小学校、小屋浦小学校、坂中学校、Sunstar Hall、坂町立図書館、小屋浦ふれあいセンター、広島翔洋高等学校、県営・町営平成ヶ浜住宅集会所

【立ち退き避難が必要な住民等に求める行動】

■避難準備・高齢者等避難開始

- ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。
- ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。
- ・ 非常持ち出し品の用意をする。
- ・ （災害時）要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。

■避難勧告

- ・ 立ち退き避難する。

■避難指示（緊急）

- ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。
- ・ 土砂災害から、立ち退き避難しそびれた者が屋内安全確保をする。



◎問合せ 役場環境防災課 ☎(820)1506